

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を施行する。

平成二十三年十一月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画事業の種類及び名称

因島都市計画道路事業三・四・三号浜畑家老渡線

二 施行者の名称

広島県

三 事務所の所在地

三原市円一町二丁目四番一号

四 事業地

収用の部分

広島県尾道市因島三庄町字江口、土井及び浜畑地内

使用の部分

なし